

令和6年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金
(介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業)
実施要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度介護事業所デジタル化支援事業費補助金における介護テクノロジーのパッケージ型による導入支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象範囲等

(1) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

ICT等の導入支援及び介護ロボットの導入支援で定める対象経費に該当するものであって複数のテクノロジーを組み合わせる場合に必要な経費を対象とする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として次に掲げるものを対象とする。

- i Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ii 職員間の情報共有や、職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）
- iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

3 補助要件等

次に掲げる（1）～（6）について、いずれも満たすことを補助要件とする。

- (1) 本導入支援事業を実施する介護事業所は、「導入支援と一体的に行う業務改善支援」を受けること。なお、本要件については、「令和6年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金（導入支援と一体的に行う業務改善支援）実施要領」を参考にすること。
- (2) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（「4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する）。
- (3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

- (4) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、「4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に基づき、業務改善計画を作成すること。
- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）
 - ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
 - ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）
 - ・介護ロボットのパッケージ導入モデル
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000928398.pdf>）
 - ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧
（掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf）

(5) 補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム (Long-term careInformation system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(6) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

(1) 業務改善計画の作成

本補助を受ける介護事業所は、業務改善計画を作成するものとし、高知県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に当該計画を提出する。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットやICT等を導入する事業者については、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

(2) 業務改善に係る効果の報告

本補助を受けた介護事業所については、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、高知県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に業務改善効果等を報告するものとし、補助を受けた翌年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認するための報告を求めることとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

5 その他

介護ロボットのメンテナンスにかかる経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。また、補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の対象外とする。

例えば、各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)」においては、装着型又は非装着型の移乗介助機器が助成の対象となる。